

(出典：一般財団法人経済産業調査会発行 特許ニュース2023年9月29日（金）号
(No.15990) 「営業秘密の三要件」)

営業秘密の三要件

ユアサハラ法律特許事務所

弁護士 深井 俊至

1 営業秘密とは

不正競争防止法2条6項は、「営業秘密」を以下のとおり定義している。

この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。

情報が「営業秘密」として不正競争防止法下で保護の対象となるためには、①情報が秘密として管理されていること（秘密管理性）、②事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であること（有用性）、③情報が公然と知られていないこと（非公知性）という三つの要件を満たすことが必要である。

営業秘密の侵害に対しては、営業上の利益を害された者から侵害者に対する民事上の措置として、差止請求権（不正競争防止法3条）、損害賠償請求権

(不正競争防止法4条、民法709条)及び信用回復措置請求権(不正競争防止法14条)が設けられている。

また、刑事罰として、営業秘密侵害罪が設けられている(不正競争防止法21条、22条)¹⁾。

営業秘密の侵害事案においては、対象となる情報が「営業秘密」の三要件を満たすかどうかがまず問題となる。

2 営業秘密の三要件

(1) 秘密管理性

営業秘密の第1の要件は、「秘密として管理されている…情報」(不正競争防止法2条6項)に該当することである。営業秘密の三つの要件の中で、秘密管理性が争いの対象となることが最も多い。

秘密管理性について判示した最近の判決例を以下に挙げる。秘密管理性の意味と問題となった事案において各判決が具体的に考慮対象とした事実は、企業が情報を「営業秘密」として管理する上で、秘密管理性を満たすために如何なる点に注意して情報を管理すべきかについて参考となる。

(ア) 東京高裁平成29年3月21日判決(平成28年(う)第974号不正競争防止法違反被告事件)

不正競争防止法違反の刑事案件の判決であり、秘密管理性を肯定した判決例である。営業秘密について秘密管理性を要件とした趣旨が判示され、①情報の秘密保持のために必要な合理的な管理方法と、②情報にアクセスした者が管理されている秘密情報であると客観的に認識できる可能性の関係について判示されている。

「不正競争防止法2条6項が保護されるべき営業秘密に秘密管理性を要件とした趣旨は、営業秘密として保護の対象となる情報とそうでない情報とが明確に区別されていなければ、事業者が保有する情報に接した者にとって、当該情報を使用等することが許されるか否かを予測することが困難となり、その結果、情報の自由な利用を阻害することになるからである。そうすると、当該情報が秘密として管理されているというためには、当該情報に関して、その保有者が主観的に秘密にしておく意思を有しているだけでなく、当該情報にアクセスした従業員や外部者に、当該情報が秘密であることが十分に認

識できるようにされていることが重要であり、そのためには、当該情報にアクセスできる者を制限するなど、保有者が当該情報を合理的な方法で管理していることが必要とされるのである。

この点について、原判決は、②当該情報にアクセスした者につき、それが管理されている秘密情報であると客観的に認識することが可能であることと並んで、①当該情報にアクセスできる者を制限するなど、当該情報の秘密保持のために必要な合理的な管理方法がとられていることを秘密管理性の要件とするかのような判示をしている。しかしながら、上記の不正競争防止法の趣旨からすれば、②の客観的認識可能性こそが重要であって、①の点は秘密管理性の有無を判断する上で重要な要素となるものではあるが、②と独立の要件とみるのは相当でない。原判決の判示は、上記のような趣旨にも理解し得るものであるから、誤りであるとはいえない。そうすると、所論がいうように、Aが、本件顧客情報へのアクセス制限等の点において不備があり、大企業としてとるべき相当高度な管理方法が採用、実践されたといえなくとも、当該情報に接した者が秘密であることが認識できれば、全体として秘密管理性の要件は満たされていたといるべきである。」

「これを本件についてみると、原判決が認定するとおり、Bでは、毎年、従業者全員を対象とした情報セキュリティ研修を実施し、個人情報や機密情報の漏えい等をしてはならない旨記載された受講報告書のほか、個人情報及び秘密情報の保秘を誓約する内容の同意書の提出を求めていた上、本件システムの内容及び目的並びにその中の情報の性質等から、本件データベース内に集積される本件顧客情報がAの事業活動に活用される営業戦略上重要な情報であって機密にしなければならない情報であることは容易に認識することができたといえる。そうすると、後記のとおり、本件顧客情報へのアクセス制限に様々な不備があったとはいえ、一定のアクセス制限の措置がとられていたことを併せ考慮すると、本件において、秘密管理性の要件は満たされていたということができる。したがって、

本件顧客情報について、秘密管理性の要件が満たされていたという原判決の判断は、結論において正当である。」

(イ) 東京地裁令和4年10月5日判決(令和2年(ワ) 第21047号不正競争行為差止等請求事件)

秘密管理性を肯定した判決例である。

「平成31年1月1日に定められた原告の就業規則は、従業員は、原告の許可なく、原告の機密、ノウハウ等に関する書類、電子情報等を私的に使用したり、複製したり、原告の施設外に持ち出すことを禁じており、平成25年4月版の原告の行動規範においても、従業員は、原告に雇用されている間及び原告を退職した後、その知り得た原告の営業秘密その他の秘密情報を秘密にすることを厳守しなければならないとされていた。また、…原告は、被告が原告を退職するに当たり、被告から、原告を退職した後においても、原告の許可なく、原告の秘密情報を不正に開示するなどしないことを約束する旨が記載された本件誓約書を徵求している。

そして、本件ファイル1ないし6の内容について、証拠…及び弁論の全趣旨によれば、①本件ファイル1には、色、色相、カラーインデックス、種類、メーカー、製品名並びに各メーカーが顧客に対して販売している製品の数量、単価及び市場規模が記録されていること、②本件ファイル2には、原告を含むグループ会社の全製品に係る出荷先、売上金額、売上数量、利益率等が記録されていること、③本件ファイル3には、原告を含むグループ会社の地域別の売上げ及び利益の前年対比等が記録されていること、④本件ファイル4には、原告を含むグループ会社の品番別の販売量、個別の単価、利益率等が記録されていること、⑤本件ファイル5には、原告を含むグループ会社における5つの営業部門ごとの売上げ、販売分野、品目分類、販売顧客、担当者、出荷先、品目、数量、利益、利益率等が記録されていること、⑥本件ファイル6には、原告の日本における顧客別、販売別及び商社別の過去3年間の実績及び今後1年間の販売予測に関するデータが記録されていることが認められる。

さらに、本件ファイル1ないし6の具体的な管理方法について、証拠…及び弁論の全趣旨によれば、①原告は、従業員に対し、パソコンを貸与し、ネットワーク管理システムにより管理されたID及びパスワードを発行していたところ、このID及びパスワードを入力しなければ、貸与されたパソコンにログインすることができず、同パソコンを使用して原告の社内ネットワーク(SharePointを含む。)にログインすることもできなかったこと、②原告の業務において使用する一部の電子データは、原告のSharePoint上で管理されており、当該電子データは、これを取り扱う部門に属する従業員のみがアクセスすることができ、他の部門に属する従業員はアクセスすることができないように設定されていたこと、③本件ファイル1ないし6は、原告のSharePoint上で管理されており、本件ファイル1についてはプラスチック部門の従業員が、本件ファイル2ないし6についてはマーケティング部門の従業員が、それぞれアクセスすることができたことが認められる。

以上を踏まえて検討するに、原告においては、就業規則により、従業員に対し、原告の許可なく原告の機密、ノウハウ等に関する書類等を私的に使用したり、複製したり、原告の施設外に持ち出してはならない義務を課し、行動規範にも同様の定めがあり、被告が原告を退職するに当たっては、被告から本件誓約書を徵求しており、原告が情報の管理を徹底しようとしていたものであり、そのことを従業員も認識可能であったということができる。そして、本件ファイル1ないし6には、原告又は原告を含むグループ会社の販売数量、売上げ、単価、利益率、顧客名等の、原告の事業遂行に関わる情報が詳細かつ網羅的に記載されているところ、これらの情報が他社に知られれば、原告の市場における競争力に大きな影響を与えるかねないことは明らかであるから、上記の各情報が就業規則等による管理の対象となっていたことも、従業員に認識可能であったといえる。その上で、原告の従業員は、ネットワーク管理システムによ

り管理されたID及びパスワードを入力しなければ、貸与されたパソコンにログインすることができず、SharePointを含む原告の社内ネットワークにもログインすることもできなかつたものであり、このSharePoint上の電子データは、これを取り扱う部門に属する従業員のみがアクセスすることができるようになつておらず、本件ファイル1ないし6は、このようなSharePoint上に管理されていたものである。

そうすると、原告は、パソコンを貸与し、ID及びパスワードを付与した従業員で、かつ、本件ファイル1ないし6を取り扱う部門に属する者のみに、これらのファイルに対するアクセスを許可し、原告の従業員は、就業規則等や本件ファイル1ないし6の内容からして、これらのファイルを原告の外部に持ち出すことが禁止されていることを認識することができたといえるから、本件ファイル1ないし6は秘密として管理されていたと認めるのが相当である。」

(ウ) 大阪地裁令和5年2月21日判決(令和3年
(ワ) 第4439号損害賠償等請求事件)

秘密管理性を否定した判決例である。

「『営業秘密』(不正競争防止法2条6項)といえるためには、当該情報が秘密として管理されていることを要するところ、秘密として管理されているといえるためには、秘密としての管理方法が適切であって、管理の意思が客観的に認識可能であることを要すると解される。」

「これを本件早見表及び本件情報について見るに、前記各認定事実のとおり、本件早見表には営業秘密である旨の表示がなく、そのデータファイルにはパスワード等のアクセス制限措置が施されておらず、管理は各人に委ねられていた。また、原告において、就業規則等において本件情報を具体的に秘密として指定して秘密保持義務を課す規定はなく、被告P1との間で本件早見表の内容及び本件情報に関する秘密保持契約等も締結等していなかった。さらに、原告は、本件情報が営業秘密であることなどの注意喚起も、その取扱いに関する研修等の教育的措置も行っていなかった。本件早見表のデータ管

理の点でも、原告は、被告P1の退職時にデータをコンピュータや持ち運び可能な電磁的記録媒体から削除するよう指示しなかつた。

このような本件情報の管理状況に鑑みると、当該情報は、原告において、特別な費用を要さずに容易に採り得る最低限の秘密管理措置すら採られておらず、適切に秘密として管理されていたとはいえない、また、秘密として管理されていると客観的に認識可能な状態にあったとはいえない。

したがって、本件早見表記載の情報を含む本件情報は秘密として管理されていたとはいえない。」

(イ) 東京地裁令和5年3月23日判決(令和3年
(ワ) 第7624号不正競争行為差止等請求事件)

秘密管理性を否定した判決例である。

「『秘密として管理されている』(不競法2条6項)といえるためには、当該情報にアクセスした者に当該情報が営業秘密であることが認識できるような措置が講じられ、当該情報にアクセスできる者が限定されているなど、当該情報に接した者が、これが秘密として管理されていることを認識し得る程度に秘密として管理されていることを要するというべきである。」

「被告は、被告製品情報2~4が記載された設計図面を設計用コンピュータソフトであるCADで管理しており、設計開発部以外の部署に所属する被告従業員は、これらの図面に直接アクセスすることはできなかつたと認められる(争いのない事実)。」

もっとも、設計開発部以外の部署に所属する従業員であっても、設計開発部に依頼すればこれらの図面を閲覧、印刷し、又はPDFデータを取得することができたと認められる(争いのない事実)。また、そのような手続を経て提供された当該印刷物やPDFデータの取扱いに関しては、被告規定によれば「社外秘A」として、社長の許可なく社外に提示することは禁止されているものの(2項2)、その保管・処分等社内における取扱いに関する具体的な定めがあつたことを認めるに足りる証拠はない。被告規定につき被告従業員に周知されていたことを認める

に足りる証拠がないことは前記のとおりである。

さらに、被告は、これらの図面のコピーを無施錠の部品管理室で保管していたこと、当該部品管理室は他のテナントも入居する雑居ビルの1室であり、同ビルには他のテナント利用者も出入りしていること、同ビルにおいては、用務先以外のスペースへの立入りは認められない旨の管理者による告知がされてはいるものの、被告によるそれ以上の営業秘密保護のための措置は取られていないことが認められる(争いのない事実)。

加えて、これらの図面のコピーについて、秘密として管理されていることを示す表示等の存在や、被告従業員によるコピーの閲覧や印刷の制限を定める具体的な定めがあったことを認めると足りる証拠はない。

これらの事情を総合的に考慮すると、被告は、被告製品情報2~4が記載された設計図面につき、これに接した者が秘密として管理されていることを認識し得る程度に秘密として管理していたとは認められない。」

(オ) 大阪地裁令和5年4月17日判決(令和3年

(ワ) 第11560号営業秘密使用差止等請求事件)
秘密管理性を否定した判決例である。

「「営業秘密」(不正競争防止法2条6項)といえるためには、当該情報が「秘密として管理されていることを要するところ、秘密として管理されているといえるためには、秘密としての管理方法が適切であって、管理の意思が客観的に認識可能であることを要すると解される。」

「これを本件情報1及び2について見るに、前記各認定事実のとおり、本件情報1及び2が記載されたファイルや書面には営業秘密である旨の表示がなく、ファイルにはパスワード等のアクセス制限措置が施されておらず、原告の全従業員がアクセス可能な本件クラウドに保存されていた。本件情報1は、原告が過去に行ってきた外貨両替事業に関して作成された多数の契約書、請求書、領収書等の取引書類のファイルに含まれており、原告の従業員が業務上作成したその余のファイルと共に本件クラウドに保存されていた。また、原告の通信・運用管理規程に

おいて本件情報1及び2を具体的に秘密として指定して秘密保持義務を課す規定はなく、被告P1及び被告P2との間で本件情報1及び2に関する秘密保持契約等も締結等していなかった。さらに、原告は、本件情報1及び2が営業秘密であることなどの注意喚起も、その取扱いに関する研修等の教育的措置も行っていなかった。

このような本件情報1及び2の管理状況に鑑みると、当該情報は、原告において、特別な費用を要さずに容易に採り得る最低限の秘密管理措置すら採られておらず、漫然と原告の全従業員がアクセス可能な本件クラウドに保存されていたにすぎないものであって、適切に秘密として管理されていたとはいはず、また、秘密として管理されていると客観的に認識可能な状態にあったとはいえない。

したがって、本件情報1及び2は秘密として管理されていたとはいえない。」

(2) 有用性

営業秘密の第2の要件は、「生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報」(不正競争防止法2条6項)に該当することである。営業秘密の三つの要件の中で、有用性が争いの対象となることは多くない。

(ア) 大阪地裁令和2年10月1日判決(平成28年

(ワ) 第4029号不正競争行為に基づく損害賠償等請求事件)

有用性について、以下のとおり判示している。

「「事業活動に有用な…情報」とは、当該情報により財・サービスの生産・販売、費用の節約、経営効率の改善等の現在又は将来の経済活動に役立てができるような情報をいう。」

(イ) 平成29年6月経済産業省知的財産政策室「営業秘密の保護・活用について」

有用性について、以下のとおり説明している(4頁)。

「【有用性】有用な営業上又は技術上の情報であること

当該情報自体が客観的に事業活動に利用されたり、利用されることによって、経費の節約、経営効率の改善等に役立つものであること。

現実に利用されていなくてもかまいません。」
「・設計図、製法、製造ノウハウ、・顧客名簿、仕入先リスト、・販売マニュアル」は有用性があるとし、「・有害物質の垂れ流し、脱税等の反社会的な活動についての情報は、法が保護すべきべき正当な事業活動ではないため、有用性があるとはいえない。」と説明している。

(ウ) 東京地裁令和2年10月28日判決(令和元年)

(ワ) 第14136号損害賠償請求事件)

文字と数字等の組合せから成る文字列であるID及びパスワードの有用性が問題となった事案であり、以下のとおり判示して、有用性を否定した。

「本件ID等情報は、中古車オークションであるAオークションに参加するために必要となるID及びパスワードであり、同オークションのサイトにログインすることにより、中古車の売買の相場価格を知ることが可能となるところ、本件ID等情報そのものは、文字と数字等の組合せから成る文字列にすぎず、それ自体が事業活動に有用な情報であるということはできない。これに対し、原告は、同オークションのサイトを閲覧することにより、中古車両の下取り価格等の参考情報を得ることができるので、本件ID等情報自体に情報としての有用性があると主張するが、上記判示のとおり、本件ID等情報は文字と数字等の組合せから成る文字列であるから、それ自体から原告の事業に有用な情報を読み取ることはできず、また、同情報を使用することによりアクセスすることができる者は、Aオークションのサイトにおいて表示され、その会員であれば見ることのできる情報であり、同情報が原告の保有する営業秘密であるということもできない。」

情報それ自体が直接的に事業に有用な情報である必要性があるのかは議論の余地があると思われる。

(3) 非公知性

営業秘密の第3の要件は、情報が「公然と知られていないもの」(不正競争防止法2条6項)に該当することである。

(ア) 大阪地裁令和2年10月1日判決(平成28年)
(ワ) 第4029号不正競争行為に基づく損害賠償等請求事件)

非公知性について、以下のとおり判示している。

「「公然と知られていない」とは、保有者の管理下以外では一般的に入手することができない状態にあることをいう。」

(イ) 「営業秘密管理指針」(平成31年1月23日改定経済産業省)

非公知性について、以下のとおり説明している(17頁)。

「「非公知性」が認められるためには、一般的には知られておらず、又は容易に知ることができないことが必要である。」

(1) 「公然と知られていない」状態とは、当該営業秘密が一般的に知られた状態になっていない状態、又は容易に知ることができない状態である¹¹。具体的には、当該情報が合理的な努力の範囲内で入手可能な刊行物に記載されていない、公開情報や一般に入手可能な商品等から容易に推測・分析されない等、保有者の管理下以外では一般的に入手できない状態である。

¹¹ TRIPS協定39条2項(a)号も同様の要件を規定している。

(2) 営業秘密における非公知性要件は、発明の新規性の判断における「公然知られた発明」(特許法第29条)の解釈と一致するわけではない。特許法の解釈では、特定の者しか当該情報を知らない場合であっても当該者に守秘義務がない場合は特許法上の公知となりうるが、営業秘密における非公知性では、特定の者が事実上秘密を維持していれば、なお非公知と考えができる場合がある。また、保有者以外の第三者が同種の営業秘密を独立に開発した場合、当該第三者が秘密に管理していれば、なお非公知である。

(3) また、当該情報が実は外国の刊行物に過去に記載されていたような状況であっても、当該情報の管理地においてその事実が知られておらず、その取得に時間的・資金的に相当の

コストを要する場合には、非公知性はなお認められる。もちろん、そのようなコストを投じて第三者が現に当該営業秘密を取得又は開発した上で当該情報の管理地において公開等を行い、「公然と知られている」状態となれば、非公知性は喪失することになる。」

(ウ) 大阪地裁令和5年2月13日判決(令和3年(ワ)第6381号不正競争行為差止等請求事件(本訴)令和4年(ワ)第1721号損害賠償請求事件(反訴))

以下のとおり判示して非公知性を否定した。

「公然と知られていない」状態(非公知性)とは、営業秘密保有者の管理下以外では一般的に入手することができない状態をいう。」

「これを本件についてみると、本件情報のうち、情報①(被告の取引先医療機関の名称、その担当者及び部署名)、②(特定の医療機関の手術状況)及び⑤(紹介することを避けるべき医師に関する特定の医療機関の情報)は、主として特定の医療機関が保有する情報を被告が入手して管理しているにすぎないものであり、被告の管理下のみに属する情報ではない。また、情報③(特定の医療機関と被告との契約状況及び契約内容)及び④(被告における契約の仕組みに関する情報)は、その性質上、契約の相手方に対し開示されることが予定された情報であって、被告の管理下のみに属する情報ではなく、被告が、契約の相手方との間で、当該情報についての秘密保持契約等を締結するなどして、その開示等を禁止していたことをうかがわせる証拠もない。」

したがって、本件情報は、いずれも「公然と知られていない」とはいえない。」

3 営業秘密の内容の特定

営業秘密の三つの要素を検討する前提として、問題とされる案件において、営業秘密の内容が特定される必要がある。どの程度、その内容を特定する必要があるかは、問題となる情報が技術上の情報か営業上の情報か、また被告が争う点がどの部分にあるか等によって案件毎に異なり、一般的基準を立てるることは困難である。

・大阪地裁令和5年7月3日判決(令和2年(ワ)第12387号実験装置使用差止等請求事件)
技術上の情報が問題となった事案において、以下のとおり、その情報の内容が特定されていないと判示した。

「原告らは、本件情報を、「本件物件の外部形状、内部構造及びその機能を発揮させるため組み上げられた各部の装置や機器(構成部品)を含む仕組み自体であり、形状及び構造にあっては、本件物件全体及び各構成部品の形状、寸法、加工及び組立てに関する情報」と特定する。」

しかし、かかる記述は情報の属性を極めて抽象的に述べたものにすぎず、具体的な技術思想や技術的意義を含む情報の具体的な内容を読み解くことは全く不可能であり、ひいては公知の情報との対比(有用性、非公知性)や、管理態様(秘密管理性)を観念することができず、営業秘密の要件を備えるかどうかを判断することができない。」

したがって、原告らの主張によってはそもそも本件情報が営業秘密に当たるとすることはできず、その主張は失当に帰する。原告らは先例からこのような特定で十分であるとするが、上記のとおり、営業秘密に該当するかどうかの判断ができない以上、原告らの主張は採用することができない。」

¹ 「令和4年における生活経済事犯の検挙状況等について」(令和5年3月 警察庁生活安全局生活経済対策管理官)32頁によると、最近5年間における営業秘密侵害事犯の検挙事件数及び検挙人員は次のとおり増加している。

	平30	令1	令2	令3	令4
検挙事件数	18	21	22	23	29
検挙人員	23	27	38	49	45